

第 21 号 議 案

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 5 年 2 月 20 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第76号。附則において「設備運営基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第 8 条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。</p> <p>2 <u>前項の規定は、入所者等の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者等の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第 8 条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。<u>ただし、入所者等の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者等の保護に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p>

(業務継続計画の策定等)

第11条 児童福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第11条の2 障害児入所施設及び児童発達支援センター（以下「障害児入所施設等」という。）は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2及び3 略

(安全計画の策定等)

第22条の3 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センター

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第11条 児童福祉施設の長は、入所中の児童（法第33条の7に規定する児童をいう。以下この条において同じ。）に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を講じるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(業務継続計画の策定等)

第11条の2 障害児入所施設及び児童発達支援センター（以下「障害児入所施設等」という。）は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2及び3 略

を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第22条の4 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）

を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（職員配置）

（職員配置）

第49条 略

2～4 略

5 第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において看護師等という。）を、1人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（職員配置）

第93条 略

2～9 略

10 第8条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第102条第2項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

（職員）

第102条 略

2 第8条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員について

第49条 略

2～4 略

5 乳児4人以上を入所させる保育所の第2項に規定する保育士の数の算定については、当該保育所に勤務する保健師等を、1人に限って、保育士とみなすことができる。

（職員配置）

第93条 略

2～9 略

（職員）

第102条 略

は、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(長崎県認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正)

第2条 長崎県認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年長崎県条例第64号。附則において「認定こども園認定要件条例」という。）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(管理運営等)</p> <p>第10条 認定こども園の管理運営等に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>(10) 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前号に定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。</u></p> <p>(11)～(14) 略</p> <p>附 則</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 第5条第2項及び第5項（同項ただし書の規定を適用する場合を除く。）</p>	<p>(管理運営等)</p> <p>第10条 認定こども園の管理運営等に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9)～(12) 略</p> <p>附 則</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 第5条第2項及び第5項（同項ただし書の規定を適用する場合を除く。）</p>

により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第7項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。）をもって代えることができる。

4及び5 略

6 第5条第2項により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第4条第2項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数³の1を超えてはならない。

略		
附則第6項	第5条第2項により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等

により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第6項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第6項において同じ。）をもって代えることができる。

4及び5 略

6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第4条第2項の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数³の1を超えてはならない。

略

（長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第3条 長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第68号。附則において「指定通所支援基準条例」とい

う。)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p>第41条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、 <u>指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p>第41条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、 <u>障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き</u></p>	

座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第47条 削除

（準用）

第60条 第5条、第8条及び第4節（第12条、第24条第1項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条並びに第52条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

（準用）

第82条の9 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第71条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第82条の8」と、第17条中「いう。第52条第2項において同じ」とあるのは「いう」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第82条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第82条の7第2項」と、第27条

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第47条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を講じるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（準用）

第60条 第5条、第8条及び第4節（第12条、第24条第1項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条、第47条並びに第52条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

（準用）

第82条の9 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第71条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第82条の8」と、第17条中「いう。第52条第2項において同じ」とあるのは「いう」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第82条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第82条の7第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支

第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第90条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第71条の2及び第82条の6から第82条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第90条において準用する第82条の8」と、第17条中「いう。第52条第2項において同じ」とあるのは「いう」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第90条において準用する第82条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第90条において準用する第82条の7第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第90条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第71条の2及び第82条の6から第82条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第90条において準用する第82条の8」と、第17条中「いう。第52条第2項において同じ」とあるのは「いう」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第90条において準用する第82条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第90条において準用する第82条の7第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

(長崎県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 長崎県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第69号。附則において「指定入所施設基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(安全計画の策定等)</p> <p><u>第38条の2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等</u></p>	

に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第38条の3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

第44条 削除

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第44条 指定福祉型障害児入所施設の長たる指定福祉型障害児入所施設の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を講じるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第5条 長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年長崎県条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<u>（児童福祉施設基準条例の準用）</u>	<u>（児童福祉施設基準条例の準用）</u>

第24条 児童福祉施設基準条例第4条第3項、第4項、第5条第1項、第2項及び第4項、第7条、第9条から第11条まで、第12条（第3項を除く。）、第13条（第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条第1項、第22条、第50条第7号、第51条（後段を除く。）並びに第55条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える	読み替えられる字句	読み替える字句
児童福祉施設基準条例の規定		
略		

第11条	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
------	--------------	-------------------------------------

第24条 児童福祉施設基準条例第4条第3項、第4項、第5条第1項、第2項及び第4項、第7条、第9条から第11条まで、第12条（第3項を除く。）、第13条（第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条第1項、第22条、第50条第7号、第51条（後段を除く。）並びに第55条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える	読み替えられる字句	読み替える字句
児童福祉施設基準条例の規定		
略		
第11条	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長（以下「園長」という。）
	入所中の児童（法第33条の7に規定する児童をいう。以下この条において同じ。）に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条	法第47条
	その児童	園児

略		
第20条第1項	援助	教育及び保育並びに子育ての支援
略		
第55条	保育所の長	<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長</u>
略		

2 児童福祉施設基準条例第8条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所者等の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者等の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」

略		
第20条第1項	援助	教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援
略		
第55条	保育所の長	<u>園長</u>
略		

2 児童福祉施設基準条例第8条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所者等の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者等の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとす

と、「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」と読み替えるものとする。

附 則

1～11 略

12 第6条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第6条第3項の表備考第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

13 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

14 第10項から第12項までの規定により第6条第3項の表備考第1号に定める者を小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(安全計画の策定に係る経過措置)

2 施行日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の設備運営基準条例（以下「新設備運営基準条例」という。）第22条の3（保育所に係

る。

附 則

1～11 略

12 前2項の規定により第6条第3項の表備考第1号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

るものを除く。)、第3条の規定による改正後の指定通所支援基準条例(以下「新指定通所支援基準条例」という。)第41条の2(第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。)及び第4条の規定による改正後の指定入所施設基準条例第38条の2(第60条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 3 新設備運営基準条例第22条の4第2項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置(以下「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、認定こども園において第2条の規定による改正後の認定こども園認定要件条例第10条第10号に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同号に規定するブザー等を備えることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えて同条第9号に定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。
- 5 新指定通所支援基準条例第41条の3第2項(第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2及び第82条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザー等を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。